三　［略］

四　第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類

イ　当該委託を受ける者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1)　［略］

(2)　第五条第二項第一号イからヘまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3)　［略］

ロ　当該委託を受ける者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1)　［略］

(2)　第五条第二項第一号トに規定する者に係るイ(1)から(3)までに掲げる書類

4　［略］

5　法第七条第一項第六号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　前号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　法人にあっては、第五条第二項第一号トに規定する者の氏名及び住所

ハ　［略］

三　［略］

（心身の故障により事業を適正に行うことができない者）

第二条の二　法第八条第五号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害によりインターネット異性紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（児童でないことの確認の方法）

第五条　［略］

2　前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

一　次のいずれにも該当しないこと。

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ　［略］

ニ　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ホ　精神機能の障害により識別符号付与業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ　［略］

ト　法人でその役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業者のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者があるもの

［二・三　略］

［3・4　略］

三　［同上］

四　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　第五条第二項第一号イからホまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3)　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　第五条第二項第一号ヘに規定する者に係るイ(1)から(3)までに掲げる書類

4　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　法人にあっては、第五条第二項第一号ヘに規定する者の氏名及び住所

ハ　［同上］

三　［同上］

［条を加える。］

（児童でないことの確認の方法）

第五条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ　［同上］

ニ　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

［号の細分を加える。］

ホ　［同上］

ヘ　法人でその役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業者のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

［二・三　同上］

［3・4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。